No.１５

議案第１３２号の参考資料

一 般 職 給 与 改 定 案

１　特定任期付職員及び会計年度任用職員以外の職員

⑴　改定前後の給与比較

人事院勧告に基づく国家公務員平均給与（令和７年４月１日現在）

現　行　　４１４，４８０円（平均年齢４１．９歳　平均経験年数１９．７年）

改定案　　４２９，４９４円

改定額　　１５，０１４円　　改定率　　３．６２％

埼玉県職員給与改定　埼玉県職員平均給与（令和７年４月１日現在）

現　行　　３８８，１９１円（平均年齢４１．３歳　平均経験年数１８．９年）

改定案　　４０１，８２９円

改定額　　１３，６３８円　　改定率　　３．５１％

熊谷市職員給与改定　熊谷市職員平均給与（令和７年４月１日現在）

現　行　　３７９，３２９円（平均年齢４２．８歳　平均経験年数１９．１年）

改定案　　３９０，６６４円

改定額　　１１，３３５円　　改定率　　２．９９％

○　熊谷市職員の平均的な昇給率により、国家公務員の平均年齢に合わせた場合の平均給与の試算

国家公務員の平均年齢	熊谷市職員平均給与	国家公務員平均給与
４１．９歳での試算	３８７，４６４円	４２９，４９４円

⑵　熊谷市職員の給与改定内容

ア　給料

現　　行	改　定　案
平均給料月額（令和７年４月１日現在） ３４６，０９３円	平均給料月額（令和７年４月１日現在） ３５７，０９８円 平均１１，００５円の引上げ

備考　適用年月日は、令和７年４月１日からとする。

イ　期末・勤勉手当の支給割合

⑺　定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

		６月期	１２月期	合計	総支給割合
令和７年度（現　行）	期末手当	１．２５月	１．２５月	２．５０月	４．６０月
	勤勉手当	１．０５月	１．０５月	２．１０月	
令和７年度（改定案）	期末手当	１．２５月	１．２７５月	２．５２５月	４．６５月
	勤勉手当	１．０５月	１．０７５月	２．１２５月	
令和8年度以降（改定案）	期末手当	１．２６２５月	１．２６２５月	２．５２５月	４．６５月
	勤勉手当	１．０６２５月	１．０６２５月	２．１２５月	

⑴　定年前再任用短時間勤務職員

		６月期	１２月期	合計	総支給割合
令和７年度（現　行）	期末手当	０．７０月	０．７０月	１．４０月	２．４０月
	勤勉手当	０．５０月	０．５０月	１．００月	
令和７年度（改定案）	期末手当	０．７０月	０．７２５月	１．４２５月	２．４５月
	勤勉手当	０．５０月	０．５２５月	１．０２５月	
令和8年度以降（改定案）	期末手当	０．７１２５月	０．７１２５月	１．４２５月	２．４５月
	勤勉手当	０．５１２５月	０．５１２５月	１．０２５月	

備考　適用年月日は、令和７年１２月１日からとする。ただし、令和８年度以降の期末・勤勉手当については、令和８年４月１日からとする。

⑶　行政職給料表の４級の上位４号給の廃止

行政職給料表の４級の上位４号給を廃止し、国の行政職俸給表との整合性を図るもの

２　特定任期付職員

⑴　給料

号給	現　　行	改　定　案
１	３９２，０００円	４０５，０００円
２	４４０，０００円	４５５，０００円
３	４９２，０００円	５０８，０００円
４	５５５，０００円	５７４，０００円
５	６３４，０００円	６５５，０００円

備考　適用年月日は、令和８年４月１日からとする。

⑵　期末・勤勉手当の支給割合

		６月期	１２月期	合計	総支給割合
令和７年度（現　行）	期末手当	０．９５月	０．９５月	1．９０月	３．６５月
	勤勉手当	０．８７５月	０．８７５月	1．７５月	
令和8年度以降（改定案）	期末手当	0．9625月	0．9625月	１．９２５月	３．７０月
	勤勉手当	0．8875月	0．8875月	1．７７５月	

備考　適用年月日は、令和８年４月１日からとする。

3　会計年度任用職員

期末・勤勉手当の支給割合

		６月期	１２月期	合計	総支給割合
令和７年度（現　行）	期末手当	１．２５月	１．２５月	２．５０月	４．６０月
	勤勉手当	１．０５月	１．０５月	２．１０月	
令和７年度（改定案）	期末手当	１．２５月	１．２７５月	２．５２５月	４．６５月
	勤勉手当	１．０５月	１．０７５月	２．１２５月	
令和8年度以降（改定案）	期末手当	１．２６２５月	１．２６２５月	２．５２５月	４．６５月
	勤勉手当	１．０６２５月	１．０６２５月	２．１２５月	

備考　適用年月日は、令和７年１２月１日からとする。ただし、令和８年度以降の期末・勤勉手当については、令和８年４月１日からとする。